

北海道釧路北陽高等学校いじめ未然防止のための基本方針 (R6年1月作成版より抜粋)

<学校教育目標>

(3) 公德心、規範意識を育み、健康な心身を育成する。

<基本理念>

いじめを受けた生徒に責任を問うことはなく、生徒が安心して人間関係を築き、いじめを未然に防ぎながら、問題解決力や自立心を育て、変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を養う(いじめとは、行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの)。

いじめ未然防止と早期発見に向けた取組

- ① 入学時および年度当初の講話(生徒指導部)
- ② いじめアンケートの実施(年3回)と面談の実施
- ③ 授業時間や部活動での観察

いじめが発覚したら…

いじめ対策委員会を実施し、いじめを認知

- ① 当該保護者等への報告
- ② 調査方針・方法の決定
- ③ 徹底した事実確認
- ④ 指導方針・体制の編成
- ⑤ 職員会議での報告と共通理解
- (⑥ 関係機関への報告・相談)

担任・年次ではなく、学校体制で早期解決に向けて取り組む

◆ 重大事態と判断した場合、釧路市教育委員会に報告するとともに重大事態調査のための組織を編成する。

緊急時の組織的対応

いじめ認知→生徒指導部→いじめ対策委員会による早期解決に向けた取組(他機関との連携)→早期解決と継続的指導および再発防止

いじめアンケートの意義

- ① いじめの早期発見により、深刻化を防ぐ。
- ② 面談等を通じ、いじめを受けている生徒やその様子を見たり聞いたりしている生徒の心に寄り添うことができる。
- ③ クラス・年次・学校全体の傾向を知ることで指導方法の研修や改善につながる。

【重大事態とは】

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。